

## 請求の要旨

九州電力川内原子力発電所は、まもなく法で定められた寿命である40年を迎えます。九州電力は、これをさらに20年延長して使い続けるための「申請」を昨年10月に行い、現在原子力規制委員会がその「審査」を行っている状況にあります。

2011年3月11日の福島第一原発事故は、改めて、私たちに、原発の潜在的な脅威を知らしめました。水素爆発によって、大気に放たれた大量の放射性物質は、多くの住民のいのちと生業と日常生活を奪いました。あれから、12年の歳月が経過した現在でも、非常事態宣言は発動されたままであり、帰還困難区域は未だ309平方キロメートルを残しています。

このように、原発は、ひとたび事故をおこせば、そこに住む住民に甚大な影響を及ぼします。今回の九州電力の「申請」は、その原発を設計寿命の40年を超えて、さらに20年延長して使い続けるというものです。私たちは川内原発の立地県民として、20年延長運転を認めるのか、それとも40年で停止・廃炉の道を進むのか選択したいと考えます。

塩田知事も、3年前の県知事選挙で、「20年延長については、必要に応じて県民投票を実施します」と公約しており、県民投票の必要性や有効性を認めています。住民の意思に基づいて行われる住民自治と、国から独立した地方自治体に委ねられる団体自治は、憲法に定められた地方自治の本旨です。

以上の理由から、私たちは、県民投票を求め、本条例の制定を請求します。